

**第 2 次喜多方地方広域市町村圏組合
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）**

（令和 5 年度～令和 1 2 年度）

令和 6 年 1 月

喜多方地方広域市町村圏組合

目次

第1章 背景	1
第2章 計画の基本的事項	2
1 目的	
2 対象とする範囲	
3 対象とする温室効果ガス	
4 計画期間	
5 計画の位置付け	
6 前計画の達成状況	
第3章 温室効果ガス排出状況	5
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	6
1 目標設定の考え方	
2 温室効果ガスの削減目標	
第5章 具体的な取組み	7
1 取組の基本方針	
2 具体的な取組内容	
第6章 計画の推進と点検評価	8
1 推進体制	
2 推進方法	
3 点検及び評価	
4 進捗状況の公表	

第1章 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による災害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。

また、世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や気温 40℃を超える熱波の発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成 27 年（2015 年）12 月に、国連気象変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、合意された「パリ協定」では、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2.0℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが示され、各国で地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成 10 年（1998 年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「温対法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

さらに、平成 28 年（2016 年）5 月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、その後、令和 2 年（2020 年）10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言、令和 3 年（2012 年）4 月には、「温室効果ガスの排出量を令和 12 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 46.0%減とすること、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを中期目標として表明し、この実現に向け令和 3 年（2012 年）10 月には地球温暖化対策計画が改定されました。

このようなことから、喜多方地方広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）においても、温対法に基づき、平成 31 年（2019 年）2 月に喜多方地方広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「前計画」という。）を策定し、環境へ配慮した取り組みを行ってまいりました。この度、前計画の期間が満了したことから、計画内容及び温室効果ガス排出量の削減目標の再検討を図り、新たに第 2 次喜多方地方広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）を策定したところです。

本組合では今後、運営している一般廃棄物最終処分場及び焼却施設の建て替えを計画しており、廃プラスチック及びプラスチック製容器包装のさらなる分別徹底を圏域住民へ啓発し、ごみの減量化を推進しながら新施設の規模を縮小することにより、施設運転にかかわる電気使用量の削減等、温室効果ガスの排出削減を念頭にさらなる省エネルギー対策に努め、組合全体として地球温暖化の防止に向けた本計画を着実に進めてまいります。

令和 6 年（2024 年）1 月

第2章 基本的事項

(1) 目的

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づき、本組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本組合の全ての事務・事業とし、全ての職員（再任用職員、会計年度任用職員含む）を対象とします。

対象施設は以下の本組合全ての施設とし、運転管理業務委託を実施している施設も対象として取り組むものとしします。

(対象施設一覧)

施 設 名	施 設 名
本庁舎（事務局・消防本部・喜多方消防署）	喜多方プラザ文化センター
喜多方消防署北塩原分署	環境センター塩川工場（し尿処理施設）
喜多方消防署山都分署	環境センター山都工場（可燃ごみ処理施設）
西会津消防署	環境センター山都工場（粗大ごみ処理施設）
斎場	環境センター羽山最終処分場

(3) 対象とする温室効果ガス

本組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、最も一般的で地球温暖化への影響が大きく、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

基準年度を令和 4（2022）年度とし、令和 5（2023）年度から令和 12（2030）年度までを計画期間とします。また、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

年 度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
西 暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
内 容	基準年度	計 画 期 間							最終目標

(5) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条で規定する「地方公共団体実行計画（事務事

業編)」となります。一部事務組合等の地方公共団体の組合についても、地方自治法第 292 条に基づき、都道府県及び市町村の規定の準用により、実行計画を策定します。

＜ 地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条（抜粋） ＞

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （１）計画期間
- （２）地方公共団体実行計画の目標
- （３）実施しようとする措置の内容
- （４）その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

（略）

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（６）前計画の達成状況

前計画の目標は、令和 4 年度までに基準年度（平成 29 年度）比で温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を 3 %削減するものでした。

— 令和 4 年度の点検結果 —

年度	二酸化炭素排出量
平成 29 年度（基準年度）	3,548.5 t-CO2
令和 4 年度	3,404.2 t-CO2

令和 4 年度の二酸化炭素の排出量は 3,404.2t-CO2 で、基準年比△144.3t、△4.07%となり、目標の△3%を達成しました。

第 1 表 前計画における温室効果ガス総排出量の基準年度対比

区 分	平成 29 年度(基準年)			令和4年度			基 準 年度比 (増減率)
	使用量	排出係数	CO2 排出量 [単位:t]	使用量	排出係数	CO2 排出量 [単位:t]	
ガソリン (ℓ)	36,928.0	0.002320	85.7	36,414.0	0.002320	84.5	△ 1.40 %
灯油 (ℓ)	92,546.0	0.002490	230.4	73,970.0	0.002490	184.2	△ 20.05 %
軽油 (ℓ)	23,375.0	0.002580	60.3	22,640.0	0.002580	58.4	△ 3.15 %
A重油 (ℓ)	257,500.0	0.002710	697.8	233,200.0	0.002710	632.0	△ 9.43 %
LPガス (㎡)	719.3	0.006550	4.7	538.4	0.006550	3.5	△ 25.53 %
電 気 (kwh)	4,721,983.0	0.000523	2,469.6	4,668,366.0	0.000523	2,441.6	△ 1.13 %
計			3,548.5			3,404.2	△ 4.07 %

第 2 表 前計画における各施設のエネルギー使用量の基準年度対比

施 設 名	ガソリン (ℓ)	灯 油 (ℓ)	軽 油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	ガ ス (㎡)	電 気 (kwh)
事務局	△ 489	△ 7,265.0	-	-	△ 24.5	125,767.0
消防本部・喜多方消防署	245		447.0	-		
北塩原分署	△ 534	△ 2,441.0	△ 211.0	-	-	460.0
山都分署	557	155.0	△ 69.0	-	-	2,620.0
西会津消防署	△ 602	△ 1,333.0	172.0	-	△ 30.2	△ 2,726.0
斎場	840	△ 6,833.0	△ 756.0	-	-	59,858.0
喜多方プラザ文化センター	△ 75	-	-	△ 2,300.0	△ 17.2	△ 70,632.0
塩川工場	△ 150	△ 1,020.0	△ 111.0	△ 22,000.0	△ 8.3	36,884.0
山都工場 可燃ごみ処理施設	△ 363	120.0	△ 630.0	0.0	△ 0.8	△ 263,152.0
山都工場 粗大ごみ処理施設	-	341.0	△ 117.0	-	-	4,724.0
羽山最終処分場	57	△ 300.0	540.0	-	-	52,580.0
合 計	△ 514.0	△ 18,576.0	△ 735.0	△ 24,300.0	△ 81.0	△ 53,617.0

第 2 表のとおり、電気使用量は事務局及び消防本部・喜多方消防署、斎場、塩川工場、羽山最終処分場において増加となりました。このうち事務局及び消防本部・喜多方消防署については、令和 3 年（2022 年）5 月に新築移転に伴う増加、斎場につきましても平成 30 年（2019 年）1 月に新施設供用開始に伴う増加が要因と考えられ、塩川工場及び羽山最終処分場については、処理量の増加等が要因になっていると推測されます。

本計画の目標を達成するため、引き続きエネルギー使用量の削減に努めます。

第3章 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

本組合の事務・事業全体の「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である令和4(2022)年度は、3,404.2t-CO₂となっています。

区 分	使 用 量	排出係数	排出量 (t-CO ₂)
		t-CO ₂ /燃料単位	
ガソリン(ℓ)	36,414.0	0.00232	84.5
灯 油(ℓ)	73,970.0	0.00249	184.2
軽 油(ℓ)	22,640.0	0.00258	58.4
A 重 油(ℓ)	233,200.0	0.00271	632.0
L Pガス(m)	538.4	0.00655	3.5
電 気(kwh)	4,668,366.0	0.000523	2,441.6
二酸化炭素(CO ₂)計			3,404.2

また、エネルギー種別では、「電気」が全体の71.7%を占め、次いでA重油18.6%、灯油5.4%、ガソリン2.5%、軽油1.7%となっています。

なお、各施設の基準年度におけるエネルギー使用量は次のとおりです。

施設名	ガソリン(ℓ)	灯油(ℓ)	軽油(ℓ)	A 重油(ℓ)	ガス(m)	電気(kwh)
事務局	1,000.0	4,425.0	-	-	144.6	68,156.0
消防本部・喜多方消防署	19,050.0		6,105.0	-		204,463.0
北塩原分署	2,891.0	7,155.0	367.0	-	-	32,618.0
山都分署	4,815.0	1,485.0	620.0	-	-	45,745.0
西会津消防署	5,737.0	9,145.0	2,048.0	-	350.2	61,570.0
斎場	1,180.0	46,000.0	684.0	-	-	138,617.0
喜多方プラザ文化センター	185.0	-	-	33,200.0	24.9	394,338.0
塩川工場	591.0	300.0	208.0	160,000.0	8.3	1,141,462.0
山都工場可燃ごみ処理施設	628.0	120.0	1,425.0	40,000.0	10.4	2,211,088.0
山都工場粗大ごみ処理施設	-	1,140.0	7,894.0	-	-	92,925.0
羽山最終処分場	337.0	4,200.0	3,289.0	-	-	277,384.0
合 計	36,414.0	73,970.0	22,640.0	233,200.0	538.4	4,668,366.0

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

本組合の業務内容は、消防、し尿及びごみ処理、火葬業務、文化センターの運営等であり、災害活動、ごみ等の搬入量や処理件数、住民の施設利用など、他動的要因が大きくエネルギー使用量に直結します。

このことから、地球温暖化対策計画等を踏まえつつ、圏域住民の安全安心の確保を最大限考慮し、本組合の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

令和4(2022)年度を基準年として、計画期間の最終目標年度である令和12(2030)年度の二酸化炭素排出を前計画の達成数値を踏まえ、8%削減することを目指します。

区 分	基準年度排出量 令和4年度	削減目標	目標年度排出量 令和12年度
二酸化炭素(CO ₂)	3,404.2t-CO ₂	8%	3,131.9t-CO ₂

項 目	基準年度 (令和4年度)	中間目標年度 (令和9年度)	最終目標年度 (令和12年度)	計画期間 削減量	年平均削減率
温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)	3,404.2	3,234.0	3,131.9	272.3	1%
削減量		170.2	102.1		

第5章 具体的な取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量及びガソリン、灯油などのエネルギー使用量の削減を意識した施設運営に努め、温室効果ガスの排出量削減に重点を置き取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

全職員が自主的、積極的にごみ分別の徹底や3R運動を意識し、廃棄物の減量化に努めることとし、以下の取組内容を実践します。

取組事項	具体的な取組内容
1 職員の日常の取り組み（共通事項）	
職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取り組みを定着させます。	① 不要な照明は消灯し、電化製品はこまめに電源を切る。 ② 空調は、運転時間や適正な室温（夏季 28℃、冬季 20℃）を徹底し、使用していない部屋の空調は運転を停止する。 ③ また、「クールビズ」・「ウォームビズ」を実践する。 ④ 公用車利用時はできる限り相乗りし、エコドライブを心掛ける。 ⑤ 文具や消耗品等は詰め替え可能な製品を使用する。 ⑥ 資料・印刷物等の作成は、必要最低限の用紙使用にとどめ、両面コピー、裏面再利用を徹底する。 ⑦ 職員のエレベーターの利用は控える。
2 施設設備等の更新	
現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。	① 施設建屋照明機器の LED 化を進める。 ② 再生可能エネルギーの導入を検討する。 ③ 新電力会社や未利用エネルギー等の活用についての調査研究。 ④ 公用車更新時は、環境性能に優れた自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車 等）の導入を進める。
3 その他の取組	
分別・水道・物品の購入	① 3R 運動を推進し、プラスチックの分類、封筒の再利用、使い捨て容器の使用を控える等を徹底する。 ② 日常的に節水を心がける。 ③ グリーン購入法の基準を満たす製品の購入に努める。

第6章 推進・点検体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本組合事務事業編を実施・運用していくために、各所属単位で取組を推進していくことが必要であるため、「推進本部」及び「推進担当者」を設け、以下のような推進体制で取り組んでいくこととする。

(ア) 推進本部

推進本部を事務局財政係に置き事務局長を本部長とし、計画の策定、見直し及び計画の推進管理を行う。

(イ) 推進担当者

各所属に1名以上の「推進担当者」を置く。

「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、推進本部と連携し、計画の総合的な推進を図る。

(2) 推進方法

全職員が自らの業務を遂行する中で「第5章 具体的な取組」に規定する項目に従って、環境負荷の低減を図るべく実践する。

また、職場ごとに、各年度に消費した電気、ガス及び燃料の使用実績について、毎年4月末までに推進本部へ報告する。

(3) 点検及び評価

各所属からの取組に関する報告に基づき、推進本部において取組状況や最終目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検及び評価を行う。

(4) 進捗状況の公表

計画の進捗状況、評価結果及び直近年度の温室効果ガスの排出量については、年1回当組合ホームページにより公表する。